松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)特別用途地区の変更(松江市決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
大規模集客施設制限地区	約258.0ha	松江市の準工業地域全域
合 計	約258.0ha	規定は別表記載のとおり

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

変更の理由書のとおり

別 表

特別用途地区	建築してはならない建築物	
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)で、床面積の合計が1万㎡を超えるもの。	

変更の理由書

【変更の具体的理由】

平成町、大庭町の一部において、用途地域を第2種住居地域から準工業地域に変更するのに併せ、準工業地域に変更する区域を特別用途地区(大規模集客施設制限地区)に追加するもの。